会議名 平成30年度 第3回 小金井市学童保育所運営協議会	١
事務局 児童青少年課	
(担当課)	
開催日時 平成 30 年 6 月 27 日(水) 19 時 00 分~20 時 50 分	
開催場所 市役所第二庁舎 801 会議室	
出 委員 鈴木委員長、安達副委員長、鈴木委員、中山委員、田上	:委員、大村委員、
席 津田委員、小岩井委員	
者 事務局 山田学童保育係長	
会議次第 1 開会	
2 議題	
(1)学童保育の保育内容について	
(2) その他	
3 閉会	
配布資料 ・【資料30-10】平成30年度学童保育所入所児童教	数及び職員体制
・【資料30-11】2018年4月1日現在の人数	
議事 1. 開会	
事務局より、配布資料の確認。	
2. 議題	
(1) 学童保育の保育内容について	
ア 夏休み宅配弁当に関する取決め書について	
安達副委員長より説明。	
昨年度、取り決め書を締結したうえで宅配弁当を実	施したが、今年も
同様に実施していきたい。	
今年度の変更点は、昨年度は6学童―あかね、さくら	こなみ さわらび
たけとんぼ、たまむし、みどり一だったところ、今年	
学童が導入することとなったため、全部で7学童とな	
よう学童の導入経緯については、後ほど津田委員より記るのでは、	
予定。利用期間は、終業式の翌日から始業式の前日ま	
導員の先生方には今年もお手数をお掛けするが、よる	ろしくお願いした
V 1°	
(学) 指導員にお尋ねしたい。終業式当日から開始する	のは難しいのか。
ばたばたするから難しいと伺っていたが。	
(市) 昨年お答えした通り。終業式翌日から始業式前日	までとしてお願い
している。	

- (学) 具体的にどのように難しいのか。
- (市)終業式と始業式の日は、学年・クラスによって、子どもが学童へ帰ってくる時間がばらばら。そのなかで、子どもの出欠確認等と併せて、お弁当の有り無しの確認をすることは難しいということで、お願いをしているところ。
- (学)保護者から、終業式と始業式に宅配弁当が利用できない理由を聞かれたことがあったので、お伺いした。
- (学) 昨年度の夏休み明けに、学保連でアンケートを実施した。今年度やるかどうか未定だが学保連としては今後もアンケートは引き続き行っていきたいと考えている。指導員の方で、アンケート項目等について何かご意見等はあるか。昨年は注文ミスなどもあったようだ。夏休みが始まってからでもいいので、課題等があればお聞かせいただきたい。
- (市) 一旦持ち帰り確認する。
- (学) ほんちょう学童が今回導入に至った経緯を教えてほしい。
- (学) ほんちょう学童は、一昨年・昨年と実施を検討していたが、結論が 出ずに見送りとなっていた。今年は役員のなかで改めて議論し、他学童 の実績があることもふまえ、導入という結論に至ったところ。

また、御料理武蔵野と調整を行い、今週末に試食会を実施することとなった。父母向けの説明会も開催し、トラブルがないように運用していきたい。

- (市) 取決め書の内容について、昨年度は、副委員長から最終版を市へ提出いただいた。受け取ったら、すぐに指導員にも情報提供するので、よろしくお願いしたい。
- イ 「小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例に関する三多摩学保連からの質問に 対する回答」について

鈴木委員長より口頭報告

こちらは、平成30年6月14日及び18日にメールにて質問をいただいたことに対して、回答させていただくものです。

大きな1件目。「各自治体の6月議会における学童クラブ条例等の改正案の状況とその改正の考え方について」ということで、5項目について質問を頂いています。

1番目、学童保育の基準に関する条例の改正を促す省令が公布されたことに伴う内容について。①「市が適当と認めたもの」とありますが、 具体的にどのような基準で「認める」のでしょうか。②「認める」場合、 教員や保育士など現行の資格を持つ人と同等の資質がある人に限って 認めるとの認識でいいでしょうか、というご質問でございます。

回答ですが、小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項第10号の規定につきましては、新たに「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」としまして、放課後児童支援員の資格要件を追加したものでございます。

今回の条例改正につきましては、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」におきまして、放課後児童支援員の基礎資格等につきまして、「一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する」こととされたことを受け、また、本条文が国の従うべき基準であることと、近隣自治体の動向等を踏まえ、市として総合的に判断し、議会に上程したものでございます。

具体的基準ですが、そもそも認定資格である東京都の放課後支援員研修を受講済みであること、また、5年以上勤務していることから実務経験や勤務時間数など勤務証明書等の提出を求め勤務実績等を確認し、総合的に判断していきたいと考えております。

また、面接試験等で人物像等を見て採用が決定されるものと考えてございます。

本条項該当者につきましては、以上のとおり他の資格要件者と同等の 能力・資質を持つ職員と考えられ、運営する上では優劣は認められない と考えております。

1つ目、2つ目の回答については以上となります。

3つ目の質問です。小金井市として学童保育の質の低下はさせないと 考えていますか、というご質問でございます。

回答としましては、5年以上の実務経験等と東京都の放課後支援員研修を受講済みであることから、職員の質に関しては一定保たれていると 認識しております。

本市においては学童保育所運営基準を定めており、また、質の維持・ 向上を図るため保育理念を策定しており、その中で指導員の職務等を明 記しているものでございます。

研修や打合せを始め、さらに委託所におきましては、直営職員が保育

内容を定期的に確認するために巡回を行っており、また、全学童保育所 の利用者アンケートも実施しており、質の担保等に努めております。

4つ目のご質問に入ります。現に中卒者で対象になる方はいますかというご質問です。

回答といたしましては、対象者はおりません。

5番目のご質問に入ります。「子ども子育て会議」で話し合われましたかというご質問でございます。

回答といたしましては、子ども子育て会議の今年度第1回目の開催を 来月予定しており、話し合いはしておりません。

なお、学童保育運営協議会には、5月31日に条例改正の概要を説明 させていただき、情報の共有はさせていただいたものと認識しておりま す。

以上が、大きな1点目になります。

- (学) 勤務時間数や勤務証明書等を提出することに関して、保育士等、資格を持っている方からも提出してもらうのか。
- (市) 資格職の場合には、卒業証明書や資格証明書を提出していただくことになる。
- (学) 実務経験の勤務時間数は、どのように判断するのか。
- (市) 現在は5年以上の勤務経験としている。その旨の証明書を提出していただく。
- (学) 通年で勤務していることが必要なのか。
- (市)継続的保育にあたっている期間がトータルで5年あれば、適切と判断する。夏休みだけ、毎年も勤務していて、合計が5年になったような場合には、継続的勤務とは見なされないと考えている。ただ、どの程度の期間であれば継続的として評価できるかということについては、考え方として、明確に定まっているものではない。2年以上の継続的な保育については、国からは、2000時間が目安であることが示されているが、これが5年となったことによって、5000時間と考えてよいかということについては、国からは示されていない。本市としては、あくまでも対象者がいたときには、基本に戻り、継続的に保育にあたっていた期間が5年以上あるかどうか、総合的に判断することになる。
- (学) 他市で働いていた方の勤務期間を証明する際の、標準的なフォーマットなどはあるのか。
- (市) 東京都では、支援員研修を受ける際に提出するための、勤務時間数を証明するフォーマットがあり、そこにトータルで何時間従事したかと

- いう欄がある。小金井市が、他市で働いていた方を支援員として認めていく場合には、他市の市長から、同じような様式で証明してもらうことを想定している。
- (学) そのような情報で、今回の判断はできるということでよいか。
- (市) 判断は可能と考えている。ただ、受験資格があるということと、採 用試験を受ければ必ず入れるということは違う。
- (学) 委託所の場合はどうなのか。
- (市) 委託所についても条例は適用される。採用試験は委託先でやっていただく。
- (学) 市長が認めるというのは、委託先の指導員でも、小金井市長が認め ないと小金井市内の学童では働けないということか。
- (市) 2つのパターンがある。現在、市内にそのような対象の方はいないが、条例改正があったとしても、基本的には、東京都の支援員の資格を持っている第10号該当の方が小金井市に採用されるという形になる。その場合、市長が認めるというのは、どこか他の自治体で市長に認められた指導員の方が、資格を持って小金井市で働くという形になる。
- もう一つ、レアケースではあるが、5年間働いた状態で、支援員研修を 受講していない方が小金井市の採用試験を受けることが想定される。こ の場合、どちらの市長が認めるかが課題となってくるが、支援員研修の 受講窓口は小金井市になるので、基本的には、小金井市長が前自治体に 照会をかけたうえで、市として判断することが自然なのではないかと考 えている。
- (学)市長が認めた場合はOKとしているA市と、認めていないB市があったときに、A市の市長が認めて資格を得た方は、B市において資格を持っている扱いになるのか。
- (市) なる。
- (学) だとしたら、ある自治体だけが認めていない場合、結局はその自治 体の基準は通用しないことになるのか。
- (市) 仮に小金井市の条例が第10号を含んでいなかったとしたら、その場合には市内で雇用はできない。ただ、それが国の考え方に照らして適切かどうかといえば、適切ではないと考えており、また従うべき基準であるということをふまえると、基本的には、全国統一の基準で運用するのが望ましいと考えている。
- (学) この条例改正のことは、委託先には話しているのか。
- (市) 改正の話はしている。
- (学)条例改正により、緩和された基準に合致して採用された場合、市と

して把握することはできるのか。

(市) 現在働いている職員は、全て1~9号に該当するので、把握する必要はない。職員については資格を含めてデータベース化しているため、新たに10号の該当者が採用されるときには、第10号の該当者として、把握されることになる。委託先の指導員についても同様である。

鈴木委員長より、2点目の質問対する回答

国では「学童保育の『従うべき基準』(指導員の資格と配置基準)を 参酌化することを地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中 に結論を得る」ことを平成29年度末に閣議決定したことについての内 容に関して、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準」で「従うべき基準」とされている放課後児童支援員の資格 と配置を「参酌化」することについてのご質問でございます。

①省令が出されたことを受けての条例改正ですが、いま、国で議論されている「従うべき基準」から「参酌基準」への緩和をすることに対し、 どのように考え、議論されたでしょうか。

②小金井市の場合、「従うべき基準」を堅持することに不具合はあるのでしょうか。というご質問にお答えさせていただきます。

「従うべき基準」が「参酌基準」へと変わった場合につきましては、 今後とも国の動向を注視しながら、改正内容をみて総合的に判断して参 りたいと考えています。

3番目、「子ども子育て会議」で話し合われていますかというご質問です。

回答をしましては、子ども子育て会議の今年度第1回目の開催を来月 予定しており、話し合いはしておりません。今後、国の動向等を踏まえ、 子ども子育て会議や学童保育運営協議会の中では情報の共有をして参 りたいと考えております。

大きな2点目の回答については以上です。

- (学)参酌化の話を解説していただきたい。
- (市) 市の条例は、児童福祉法において、厚生労働省令に定める基準に従って定めることとなっている。基本的には参酌する基準がほとんどであるが、指導員の資格や配置基準については、国の定めた省令の内容に従うべきことが示されている。

従うべき基準については、地域の実情を多少加味して定めることが認め られていない訳ではないものの、それに対する説明や法的な責任につい ては、当然市に生じてくるものであり、強い縛りがある形態である。参 酌基準についても、参考にするということで示されているものなので、 その内容から逸脱する場合には、市として然るべき説明が必要となる。 (学) 今後、国の支援員配置基準が緩和されて、レベルダウンすることも あるのではないか。

(市) レベルダウンした内容が従うべき基準となるようなことがあれば、相当な議論になるだろうとは思っている。一方で、従うべき基準ではなく、参酌基準でレベルダウンした場合には、どう考えて条例を作っていくかという、市としての判断が問われることになる。このため、参酌化されること自体が怖いということではない。ただ、現状として、具体的な情報は何一つないため、お答えできることはない。

鈴木委員長より3つ目の質問に対して回答

条例改正に関する学保連からの質問事項ということで、3点ございます。

1つ目が、第10条第3項に記載のある「市長が適当と認めた」とは どのように認めるのか。2つ目が、条例改正に伴い、保育の質は下がら ないとの認識でよいかということで、再度質問がありました。

これは、大きな1問目でお答えさせて頂いた内容になります。

3つ目の、条例改正に関しては、早めに学保連に情報共有が欲しいという内容でございます。

回答としましては、関係する条例改正につきましては、必要に応じ、 できるだけ早めに学保連に情報共有できるように努めて参りますとい うことで、回答させていただきます。

以上が、三多摩学保連と学保連からのご質問に対する回答でございます。

また、参考までに平成30年度第2回市議会定例会における厚生文教 委員会において、条例改正に伴う各委員からの主だった質問を紹介させ ていただきます。

まず、白井委員から3点。多摩26市の条例改正の状況はどうなっているのか。学保連から意見は出ていたのか。6月議会で改正するのは早いのではないかという3点の質問がありました。

次に、森戸委員。改正後の第10条第10号は中卒ということか。市 長が適当と認めるとあるが、どのような場合か。また、同等の質がある ということか。質を下げないと言えるのか。運協で話し合ってきたのか。 子ども子育て会議で話し合ってきたのか。第10号で市長が適当と認めるとあるが、判断の基準はあるのか。委託先についても、第1号から第10号までの対象であればよいということか。条例に第10号を入れても、資格を持った者を採用するようにしないのか。運協で意見は出ていたのか。運協での理解、子ども子育て会議での理解が充分ではない。もう少し話合った方が良いのではないか。9月議会でも良いのではないか。運協で保育の質を確保するための話し合いを持つべきでは。従うべき基準から、ゆくゆくは参酌基準となると質が落ちる、従うべき基準を担保しないのか。第10号、市長が適当と認める場合の基準は決めておかなければならないと思うが、現時点での考えは。有資格者でいくべきと考えるが市の考えは。運営基準の見直しは行わないのか。以上が森戸委員からの質問です。

3人目が、紀委員からのご質問になります。質に対する懸念。低下させないことでよいか。

4人目が田頭委員からの質問。有資格者、質の担保、独自検証はどのようにするのか。現状、資格者以外はいるのか。子ども子育て会議の意見を聞いているか。質の担保のための新たな取り組みのような考えはあるのか。5人目が片山委員。職員の実態、募集状況はどうなっているのか。経験年数での募集は行うのか。全体調査をしながら、子ども子育て会議で意見をもらうべき。

以上のご質問があり、採決保留となっておりましたが、平成30年6 月21日開催の厚生文教委員会におきまして可決されている状況でご ざいます。

- (学) 質問には全部答えたのか。
- (市) お答えした。
- (学) 学保連から意見は出ているかという質問もあったようだが。
- (市) 部長から、学保連の中での説明はしている旨の答弁させていただい た。
- (学) 運協や学保連の場で、もっと議論が必要ではないか。
- (市)条例改正の時期のこともあったため、前回の運協の場で状況を報告させていただいた。もう少し前から学保連にお話しした方がよかったのではという質問だったと認識している。我々としても、早めに出せればよかったというところはある。

市の内部では総務課に文書審査に出すが、内容によっては時間がかかる。早くから取り掛かれる条例であれば早めにお示しできるが、時間が

かかってしまうものもある。整理がされてない状態でお示しすることも 難しい。お示しできる段階になれば、できるだけ早めにお示しさせてい ただきたい。

- (学) 案を検討している段階で教えていただけると、こちらも準備ができる。
- (学) 逆に固まってからだと、こちらの意向を反映するのは大変。固まっている案の段階で見せられても、議論の時間もないので、協議会などの意味がなくなってしまうのではないか。議会に出された時点で、学保連にアイデアがあったとしても、反映してもらうのに大きく手間がかかってしまう。
- (市) 今回は、国から示された後、最短で動いた結果となっている。学保連にお示しするタイミングは前倒しできなかった。一方で、条例改正のタイミングを後ろにずらすことも、考え方としてはあり得るが、市としてもいつ職員が退職して補充をしなければならないか分からないなかで、国の基準と市の基準がずれている期間が大きく空くのも問題だということで、急いでいたところが正直ある。
- (学) 該当者がいないのに急ぐ必要はないのでは。
- (市) 小金井市で該当する人がいないということではなく、他市で該当する方がいることは電話照会などで把握している。国としては、その方は支援員として認められる方であるにもかかわらず、小金井市としては支援員として働けないということは、避けるべきではないかということがある。
- (学) 今回は3月に省令改正があり、例えば4月の協議会で検討を始めているというお話をいただけたら、5月の協議会で我々も勉強してもう少し議論できたかもしれない。
- (市)繰り返しとなるが、関係する条例改正については、必要に応じてできるだけ早めにお知らせできるよう努めて参りたい、ということが今お答えできる最善のところ。
- (学) 委員さんのなかで9月まで伸ばしたほうがいいという方がいた。その方は賛成したのか。
- (市) 反対だったと承知している。その他の方は賛成だった。
- (学)今後は案の段階であっても案と明記した上で極力出していただける ということか。
- (市) なるべく早く出せるように努めていきたい。
- (学)必ずしも100%確約できるものではないということか。
- (市) 我々の気持ちとしては早く出したいということでも、国が示す時期

- がどうしても遅くて、定例会に間に合わせなければならないときに、どこで出せるかということも実際ある。ただ、必要なものはなるべく出していきたい、ということでお伝えしたい。
- (学)協議会と協議会の間の期間に、途中で出せるようになった場合、例 えばメールなどで展開していただき、次回までに目を通しておいてくだ さい、というようなことは可能か。
- (市) そもそもメールでそのような内容を送ることが可能かどうか。また、 条例の内容にもよる。このような協議会の場でお出しすることはできて も、メールはどうかな、と。
- (学) 議員からの質問は、全部見せていただくことはできるのか。
- (市) 会議録が検索可能になる時期は、だいぶ先になってしまうが、 YouTube で何月何日の厚生文教委員会ということで探していただけれ ば、やりとりは全部見ることができる。
- (学) 質問をまとめたものはあるのか。
- (市) 議会の会議録が出てからでないと、我々も正確なものとしては出せない。会議録は、議会が終わってから議会事務局が校正して出していく。
- (学) 学保連に伝えるときに、議員から質問があったことをどのように伝えればいいのか。
- (市)会議録だけみると、かなりのボリュームになる。
- (学) 議員からも色々な質問があったということでよいか。
- (市) 委員会は可決。最終的には本会議が今週の金曜日にあるので、そちらで最終的にどうなるかというところ。
- (市) それでは議題の最後、その他のところになります。資料30-11 について、事務局から説明いたします。
- (市) こちらは副委員長の安達さんからお求め頂いた資料で、今年の4月 1日時点の育成室ごとの学年別児童数の資料になります。合計が全児童 の人数。障害児の数は再掲となっている。
- (学) 学保連の研究部で使う資料なので、そのまま研究部にお渡しする。
 - ウ あかね、みどり、まえはらの委託契約の更新について
- (学)議題には載っていないが、平成32年度から、あかね、みどり、まえはらの委託の更新がある。委託仕様書の取り決めは今年度中に行われるのか。また、例年でいうと夏くらいから予算の話になってくると思うが、情報があればいただきたい。
- (市)毎年、9月末に学保連から予算要望書を頂いている。その時期には、

仕様書などお金に影響するような部分については固めておかなければ ならない。固めたうえで、その内容に沿った予算要求をしていくという 考え方になる。

- (学) 委託の仕様書もそこまでに固めるということか。
- (市) そこまでに、指導員の配置のことなどの大きなことについては、議論してまとめていくことになる。
- (学) 指導員の配置のことなどの話も、変更の必要があれば、9月までに は決めないといけないということか。
- (市) 前回のプロポーザルで課題になっていたことについては、方向性を 市の内部でも詰めているところ。
- (学) そのようなことを、この運協の場では話せるのか。
- (市) もちろん話したいと思っている。
- (学) さっきの話ではないが、固まってからだと遅い。案があれば、早めにお知らせしてほしい。
- (市) 現状、案としてお示しできるところまでは進んでいない。
- (学)委託仕様書に関して、予算要望と同じように、9月頃に要望を上げるようなかたちだと遅いか。
- (市) 即答は難しいが、遅いような印象がある。細かい文言は変えることができるが、予算要求に影響するような大枠については固まっていなければならない。
- (学) いつごろのタイミングがリミットなのか。
- (市) 正式にお示ししたことはない。予算額に影響するような、職員配置 や職員の資格、また障害のあるお子さんの取り扱いなど。ベースを変更 する場合は、予算要求のタイミングで決まっている必要がある。
- (学) 父母会等でも議論していきたい。検討を始めようという話をし始め たばかり。
- (市) 大幅に変えることは我々としても想定していない。担当としては、 9月末には固まっていてほしい。人員の配置に影響するような、そうい う情報だけでも先にいただければ。一字一句動かせないのが9月までで はないということで、ご理解いただきたい。
- (学) そこも踏まえたうえで、7月8月を開催にするのかどうかを決めたい。
- (市) あかねの仮称4、5の運営について、平成27年度に始まった委託の更新の事業者選定も来年行う。4、5を新しく委託する場合には、新しい事業者を決めていくことになるが、1、2、3と4、5をセットに

するかどうかも市としては決まっていない。あかね学童父母会の意見も お伺いして決めていきたい。

- (学) あかね学童としては、1~5同じ事業者にお願いしたい。別々の事業者になるとは考えていないし、別々の事業者にはして欲しくない。
- (市) 市としての考え方が定まっていないので、そのことをご理解いただいたうえで聞いてほしいのだが、例えば1~5を同じ事業者とした場合に、例えば施設長の取扱いをどうするのかという問題がある。施設長の人数によっては、当然委託料へ与える影響がある。1~5を同じ事業者にしてほしいという要望があったことに対して、この後どうするかは、市として検討していきたい。
- (学) あかね学童 $1 \sim 3$, $4 \sim 5$ は, 80 m くらい離れてしまうので、委託事業者は同じであるが別々の委託所になってしまうのでは、という懸念もある。また、各々の施設に施設長等を 1 人置いて、なるべく指導員さんを多く配置した方が良いのではという話も既に出ている。我々も様々な懸念事項を考えて、あかね学童の意見・要望としてまとめていきたい。
- (市) ここで得られた考え方は、他の学童で同様のことがあったときの先例になると考えている。あかねについては、1~5という2所分の施設を抱えることになり、これを一人の施設長で賄えるのかという問題がある。市の指導員に意見を聞くなどして、ベストな運営ができるように、受託をしてくださる事業者に過度の負担を強いることがないように、市として色々な情報をふまえ、バランスをみながらやっていく必要があると考えている。
- (市) 次回日程について。7/25 (水)、26 (木)、30 (月) で、日程の調整をさせていただきたい。
- (学) 市とも話したが、今日の議題内容を学保連に配信したうえで、特段 要求資料等が無ければ、7月か8月の会議を飛ばすことも考えている。

(市・学) それでは、本日は長時間にわたりありがとうございました。

閉会。